

望ましいみらいの学校配置(通学距離と通学時間)

学校の望ましい配置の検討にあたっては、通学距離や通学時間の変化に伴う児童生徒や保護者の負担面に加えて、登下校時での安全面などに配慮する必要があります。

広大な面積や人口分布に地域差があることから、通学距離だけでなく通学時間も考慮したうえで、いざれかの条件を満たすよう望ましい通学距離と通学時間を次のとおり定めます。

通学距離	小学校 おおむね3km以内
	中学校 おおむね5km以内
通学時間	小学校・中学校ともおおむね1時間以内

※通学距離が基準を超える場合は、通学手段の確保により通学時間が基準範囲内となるようにする。

望ましい通学の方法と費用負担や補助

市内小学校・中学校における今後の望ましい通学の方法と費用負担(補助)に関する基本的な考え方を次のように定め、引き続き、児童生徒の安心安全な通学の確保を図ります。

項目	内容	
	小学校	中学校
通学方法の基本	徒步通学	徒步・自転車通学
通学距離の基準	居住地区の仮定集合場所から学校までの距離 (徒步・自転車通学が可能な通学路を経由したもの)	
遠距離通学の基準	通学距離3km以上	通学距離が5km以上
通学時間の基準	おおむね1時間以内	
スクールバス・公共交通機関の利用基準	遠距離通学の児童・生徒	
通学費補助の対象	対象：遠距離通学にかかる費用 要保護、準要保護世帯の児童・生徒が公共交通機関を利用した場合の費用 対象外：スクールバスを利用して通学している場合 校区外通学 他の法令等で通学に要する費用の援助を受けている場合	
通学費補助の割合	同じ通学方法で差異が無いよう統一した割合（金額）	

義務教育9年間を見通した学校体系

校種間の枠を超え、連携して多様化・複雑化する課題の解決に当たることがより一層求められていことから、これまでの小学校と中学校の単位ではなく、小学校と中学校の接続・連携のあり方を踏まえて義務教育9年間を見通した学校体系について検討が必要となっています。

・小中一貫型の学校・義務教育学校の設置

伊賀市では各中学校区単位の小中学校の教職員が情報交換や研修などを通じて、小学校から中学校への円滑な接続を図ることをめざして小中連携教育に取り組んでいます。

児童生徒のよりよい学びと多様化・複雑化する学校課題に対応するため、義務教育9年間を見通した学校体系のうちの一つとして小中一貫教育への取り組みを検討する必要があります。

・小規模校の存続を考えた特認校制度

小規模校を存続させる場合、児童生徒の学びのために充実した教育を前提とし、小規模校の良さを活かし課題を緩和する方策の検討が必要です。

また、地域と連携した自然や伝統などの地域環境を活かした少人数での特色ある教育活動などを取り入れた学校運営についても必要に応じて検討することが考えられます。